

# 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課（室） 生活衛生課

法令名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	法令の番号	昭和45年法律第20号
不利益処分の種類	登録営業所の登録の取消	根拠条項	第12条の4
処 分 基 準	<p>知事は、登録営業所がその業種ごとの登録の基準に適合しなくなったときは、その登録を取り消すことができる。                  （審査基準の建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の頁参照）</p>		
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課
		交付機関	保健福祉事務所
			目次NO